

7医安第1269号  
令和8年3月2日

関係団体の長様

愛知県保健医療局長

令和7年度電子版お薬手帳の活用等に向けた周知のお願いについて  
(通知)

日頃は本県の保健医療行政の推進に御理解と御協力をいただき、お礼申し上げます。

このことについて、令和8年2月18日付けで、厚生労働省医薬局総務課から別添のとおり事務連絡がありました。

つきましては、貴会（組合）員への周知について御配慮ください。

担当 生活衛生部医薬安全課  
薬事グループ  
電話 052-954-6303 (ダイヤルイン)  
電子メール iyaku@pref.aichi.lg.jp

事務連絡  
令和8年2月18日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部局 御中

厚生労働省医薬局総務課

令和7年度電子版お薬手帳の活用等に向けた周知のお願いについて  
(協力依頼)

電子版お薬手帳については、「電子版お薬手帳ガイドラインについて」(令和5年3月31日薬生総発0331第1号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知)により、オンライン資格確認の普及、電子処方箋の運用開始、マイナポータルを通じた閲覧範囲の拡大といったデジタル技術の進展を踏まえて電子版お薬手帳に求められる役割・機能、要指導医薬品・一般用医薬品を含めた薬剤情報の一元的な管理の重要性を整理し、「電子版お薬手帳ガイドライン」を作成し、電子版お薬手帳の運営事業者において対応が必要と考えられる事項や、電子版お薬手帳サービスを提供する施設における留意事項をお示ししてきたところです。

今般、電子版お薬手帳のマイナポータルとの連携の意義・役割や活用方法を広く周知するとともに、利活用を更に推進するため、別添のとおり、新たに広報資材を作成しました。資材の内容について御了知いただくとともに、広報資材について貴管下の薬局、医療機関その他貴管内の関係団体にご案内いただきますよう、お願い申し上げます。

(参考)

○厚生労働省 電子版お薬手帳

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/e-okusuritecho.html>



電子処方せん対応薬局 で使ってみよう

# 電子版お薬手帳のマイナポータル連携機能

## step 1 電子処方せん対応薬局で受付

電子処方せん対応薬局



## step 2 医療情報に基づいたお薬の説明

受付時に情報閲覧に同意いただくと、あなたに合った説明を受けられます



## step 3 電子版お薬手帳でマイナポータルとの連携操作



※連携の手順は、電子版お薬手帳により異なります。  
※マイナポータル連携機能を有しているかどうかはお使いの電子版お薬手帳をご確認ください。  
※マイナンバーカードのスマホ搭載に対応すればより簡単にデータ連携できます。

## step 4 あなたのスマホにお薬の情報が届く



※反映されない場合は、時間を置いて再度連携操作を行って下さい。

電子処方せん対応薬局では、お渡ししたお薬の情報を

電子処方せん管理サービスに登録しています。

マイナポータルと連携することで、薬局で登録したお薬の情報を

あなたの電子版お薬手帳で確認することができます。

電子処方せん対応医療機関・薬局どんどん増えてます!



電子処方せん対応  
医療機関・薬局は全国にあります!  
電子処方せん対応医療機関・薬局のマップはコチラ▶



詳しい情報は、厚生労働省ホームページ「電子版お薬手帳」をご覧ください。

電子版お薬手帳 厚生労働省

検索